

放射線障害予防規程

第14版

制定日：平成元年 3月

改訂日：2019年 8月 15日

北越コーポレーション株式会社
大阪工場

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8- 15

施行日：2019- 9- 1

改訂履歴 名称：放射線障害予防規程

制定/改訂日	改訂内容
平成元年 3月 制定	平成元年3月に、法改正に伴う予防規定を改定し、科学技術庁庁官へ届出。この月を制定月として新規に定める。
平成 5年 3月 改訂	20条の2, 29条, 30条
平成 8年 3月 改訂	28条
平成12年 7月 改訂	5条の図1, 8条, 9条, 12条, 13条, 14条, 16条, 20条の2, 22条, 24条, 25条, 26条, 27条, 28条, 29条, 31条の2
平成13年 3月 改訂	9条, 13条, 18条の1, 23条, 24条の1, 26条, 29条の3, 30条
平成14年 8月 改訂	5条の図1, 8条の3, 9条, 13条, 15条, 24条の1, 26条の1, 4, 5, 6, 27条
平成16年 8月19日 改訂	5条の図1, 9条, 11条, 16条, 20条の2, 24条, 25条, 30条
平成17年 6月30日 改訂	7条の2, 31条の3, 5
平成19年 6月11日 改訂	5条の図1, 8条の3, 9条, 11条, 13条, 16条, 20条の2, 24条, 25条, 26条, 27条
平成22年 2月1日 改訂	5条の図1, 8条の3, 9条, 10条の2, 11条, 12条, 13条, 14条, 16条, 20条の2, 24条, 25条の1, 4, 5, 26条, 27条, 31条
平成23年 6月1日 改訂	1条、2条、5条の図1、8条、9条、10条、11条 14条、15条、16条、20条の2、22条、24条 25条、26条、27条、31条
平成28年11月1日 改訂	5条の図1、8条、9条、14条、23条、24条、 25条、26条、27条、29条、30条
2018年 7月 11日 改訂	社名変更(1条、2条) 30条、別図2
2019年 8月 15日 改訂	法改正により改訂 第1条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第14条、第16条、第18条、第21条、第23条、 第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、 第31条

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8- 15

施行日：2019- 9- 1

目 次

第1条	目的
第2条	適用範囲
第3条	用語の定義
第4条	指示の遵守等
第5条	組織
第6条	放射線取扱主任者等の選任と代理者の選任、解任
第7条	主任者、及び代理者の職務
第8条	放射線安全委員会（安全衛生委員会）
第9条	職務分掌
第10条	放射線業務従事者
第11条	所管職制の業務管理（塗工課長）
第12条	削除
第13条	削除
第14条	所管職制の業務管理（安全環境管理室長）
第15条	所管職制の業務管理（工場長）
第16条	維持・管理
第16条の2	施設点検
第17条	放射線同位元素の購入・搬入
第18条	放射線同位元素の使用・保管
第19条	運搬
第20条	廃棄・譲渡
第21条	場所等の測定
第22条	測定により異常を認めた場合の措置
第23条	外部被ばくによる線量の測定
第24条	被ばく原因の調査
第25条	教育および訓練
第26条	特殊健康診断
第27条	健康診断等に基づく措置
第28条	地震・火災その他の災害が起こった時の措置
第29条	危険時の措置
第30条	報告徴収
第31条	記帳

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

第1章 総則

(目的)

第1条 放射線同位元素等による、放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という）第21条第1項の規定に基づき、北越コーポレーション(株)大阪工場における放射性同位元素の使用に係る保安について定め、もってこれらによる放射線障害の発生を防止することを目的とする。

但し、2019年9月1日以降は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に変え、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づくものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程は北越コーポレーション(株)大阪工場の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 放射線業務従事者とは、放射性同位元素の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。
- (2) 装備機器とは、密封された放射性同位元素装備機器（固定使用）をいう。
- (3) 放射線施設とは、放射性同位元素の使用施設および貯蔵施設をいう。

(指示の遵守等)

- 第4条 1. 管理区域に立ち入る者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その勧告を尊重しなければならない。
2. 工場長は、放射線取扱主任者が本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
3. 工場長は、本規程の第8条に定める放射線安全委員会（安全衛生委員会）が、本規程に基づき行う答申または意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織および職務

(組織)

第5条 放射線障害防止に関する組織は図1に掲げるとおりとする。

(放射線取扱主任者等の選任と代理者の選任、解任)

第6条 工場長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者免状の所有者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という）を選任しなければならない。

主任者を選任した時は、選任をした日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。解任の時も同様とする。

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

2. 工場長は主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないとき、その職務を行うことができない期間中、その職務を代行するためまたは前項の主任者の職務を補佐するため、放射線取扱主任者免状取得者の中から主任者の代理者を置くものとする。

代理者の選任期間が30日以上の場合、選任した日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。解任の時も同様とする。

(主任者、及び代理者の職務)

第7条 主任者は放射線障害の発生の防止に係る監督に関し次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 予防規程の制定および改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立ち会い
- (5) 異常および事故の原因調査への参画
- (6) 工場長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等および施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告および指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他障害防止に関する必要事項

代理者は6条2項の事態が生じた際の職務も上記とする。

2. 主任者は、登録定期講習機関が行う定期講習を受けなければならない。

受講期間は、主任者に選任された日から1年以内及び、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内とする。

(放射線安全委員会 (安全衛生委員会))

第8条 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するために、放射線安全委員会を置く。

2. 委員長は工場長が任命する。
3. 委員は主任者、安全衛生委員会メンバー、及びその他から工場長が任命する。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。
5. 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(職務分掌)

第9条 第5条の組織による職務分掌は次によるものとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 塗工課長 | 装備機器の動作監視および保管に関すること
装備機器の保全、検査、修理に関すること |
| (2) 安全環境管理室長 | 放射線業務従事者の被ばくによる線量の測定および
健康管理に関すること
放射線に関わる事務上の手続き |
| (3) 工場長 | 前各部門に属さない、放射線にかかわる総括的管理に
関すること |

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

(放射線業務従事者)

第10条 管理区域への立入者は次の内容によって区分する。

- (1) 放射線業務従事者
 - (2) 一時立入者
2. 放射線業務従事者の指定は、所定の健康診断を受け健康と認められた者のうちから、各課長の申請に基づいて工場長が行う。
3. 工場長は、前項の承認を行うにあたり、放射線業務従事者として申請した者に対し、教育及び訓練並びに健康診断を実施させ、その結果を照査しなければならない。
4. 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者が付き添わなければならない。

第3章 所管職制の業務管理

(塗工課長)

第11条 塗工課長は、次の業務を管理する。

- (1) 管理区域を設置しそれを維持すること
- (2) 標識および放射線障害の防止に必要な注意事項を設置し、それを維持すること
- (3) 放射線業務従事者以外の者が管理区域にみだりに立ち入らないための措置をとること
- (4) 装備機器の使用、保守状況を記録すること
- (5) 装備機器の動作状況の定期的保全検査をし、その結果を記録すること
- (6) 装備機器の異常または故障したときに調整、修理し、その結果を記録すること
- (7) 線量当量率を測定し記録すること
- (8) 装備機器の取扱いを記録すること

第12条、13条 削除

(安全環境管理室長)

第14条 安全環境管理室長は、次の業務を管理する。

- (1) 放射線業務の官庁手続きおよび事務の総括に関すること。
- (2) 放射線業務従事者に対し個人被ばく線量計により被ばくによる線量を測定し、その状況を記録し永年保存すること
- (3) 放射線業務従事者に対し所定の健康診断を実施し、その結果を記録し永年保存すること
- (4) その他、健康管理の総括に関すること

(工場長)

第15条 工場長は、次の業務を管理する。

- (1) 装備機器の使用、保管、廃棄の状況を常に把握し管理すること。

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

第4章 施設等の維持、管理

(維持、管理)

第16条 塗工課長は、第11条に定めるところにより、施設等の維持、管理に努めなければならない。

(施設点検)

第16条の2

1. 塗工課長は、『密封線源使用施設等点検結果』により、1回/半期に点検を実施しなければならない。
2. 塗工課長は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
3. 削除
4. 塗工課長は、第1項の点検を終えたとき、結果をとりまとめて主任者を經由して工場長に報告しなければならない。

第5章 放射性同位元素等の使用、保管

(放射性同位元素の購入、搬入)

第17条 放射性同位元素を購入または搬入しようとする場合、その当事者はあらかじめ購入または搬入に係る計画書を作成し所属上長を経て、主任者および工場長の承認を受けなければならない。

(放射性同位元素の使用・保管)

第18条 装備機器は所定の使用方法によるほか、つぎによるものとする。

- (1) 指名された者以外は使用しないこと。
 - (2) 人体が放射線に被ばくする時間を短くするように努めること。
 - (3) 放射線業務従事者は、作業中被ばくによる線量を測定するため所定の測定器を携帯する。
 - (4) 放射線業務従事者は線源が正常に動作しているか否かを確認すること。
2. 装備機器の保管については次によるものとする。
 - (1) 装備機器を保管する場合は線源をみだりに持ち出せないような措置を講じるとともに、線源のシャッターを閉じておく。
 - (2) 地震または火災等による災害が発生したときは、危険時の措置の定めにより処置すること。
 3. 使用帳簿の作成
『密封線源装備機器使用帳簿』に具体的使用方法を記載し1回/年記録を作成する。

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

第6章 放射性同位元素の運搬、廃棄、譲渡

(運搬)

第19条 装備機器を移動、運搬するときはつぎにより行うものとする。

- (1) 管理区域内のときは主任者の指示に従い、放射線障害の発生の恐れのないように注意して行うこと。
- (2) 管理区域外のときは容器表面に放射性同位元素の種類および、数量の表示と標識を付すなど、法令の定めるところによること。
- (3) 移動、運搬中の危険時の処置については第29条の定める危険時の措置によること。

(廃棄、譲渡)

第20条 線源の廃棄、譲渡は主任者の立ち会いのもとに装備機器のメーカーに依頼すること

第7章 測定

(場所等の測定)

第21条 線量当量率の測定は放射線測定器を用い、法令等に定める場所について最も適した箇所において、1センチメートル線量当量率について作業開始前1回、作業開始後は6ヶ月を超えない作業期間ごとに行うこと。

2. 第1項の測定の結果については測定のつど次の事項について記録し、塗工課長は5年間これを保存すること。→『放射線線量当量率測定結果』に記録

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類および型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(測定により異常を認めた場合の措置)

第22条 測定値に異常が認められた場合、塗工課長はその原因の調査、原因の除去等必要な措置を講じるとともに主任者にその措置の内容を報告しなければならない。

(外部被ばくによる線量の測定)

第23条 放射線業務従事者の被ばくによる線量の測定は胸部において1センチメートル線量当量および70マイクロメートル線量当量について個人被ばく線量計を用いて管理区域に入っている間、継続して行うこと。ただし管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でない者にあつてはその者の管理区域内における外部被ばくによる線量が原子力規制委員会が定める線量を超える恐れがないときは、この限りではない。

放射線障害予防規程	制定日：H 1- 3
	改訂日：2019- 8-15
	施行日：2019- 9- 1

2. 前項の規定による測定については次の各号に定める。

(1) 被ばく線量の測定結果については4月1日、7月1日、10月1日、および1月1日を始期とする各3ヶ月間、4月1日を始期とする1年間ごとに集計し、集計のつど次の事項について記録すること。

- イ. 測定対象者の氏名
- ロ. 測定をした者の氏名
- ハ. 放射線測定器の種類および型式
- ニ. 測定方法
- ホ. 測定部位および測定結果

(2) 第1号の測定結果から原子力規制委員会の定めるところにより実効線量および等価線量を4月1日、7月1日、10月1日、および1月1日を始期とする3ヶ月間、4月1日を始期とする1年間ごとに算定し、算定のつど次の項目について記録すること。

- イ. 算定年月日
- ロ. 対象者の氏名
- ハ. 算定した者の氏名
- ニ. 算定対象期間
- ホ. 実効線量
- ヘ. 等価線量および組織名

ただし、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後を5年ごとに区分した各5年間の累積実効線量を毎年度記録すること。

(3) 第1号および第2号の記録については、安全環境管理室長が永久保存すると共に、当該測定の対象者に対して記録の写しを記録のつど交付する。

(被ばく原因の調査)

第24条 管理区域に立ち入る者の被ばくによる線量に異常が認められた場合、安全環境管理室長は主任者に報告するとともに、工場長および塗工課長と協議して被ばく原因を調査し、被ばく防止のために必要な措置を講じなければならない。

2. 塗工課長は、前項の被ばく原因の調査の結果および講じた処置について、主任者および工場長に報告しなければならない。

第8章 教育および訓練

(教育および訓練)

第25条 塗工課長および安全環境管理室長は、放射線業務従事者に対し本規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育、訓練を実施しなければならない。

放射線障害予防規程	制定日：H 1- 3
	改訂日：2019- 8-15
	施行日：2019- 9- 1

2. 前項の規定による教育、訓練は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - イ. 放射線業務従事者に指名されたときおよび指名された後には翌年度の開始の日から1年を超えない期間ごと。
 - (2) 実施項目および実施時間数は次のとおりとする。

取扱い経験や業務内容により必要な項目、時間数を主任者が決定する。

 - イ. 放射線の人体に与える影響（30分以上）
 - ロ. 放射性同位元素の安全取扱い（1時間以上）
 - ハ. 放射線障害防止に関する法令、及び放射線予防規定（30分以上）
 - ニ. 防災訓練および避難訓練（適宜）
 - ホ. その他放射線障害防止に関して必要な事項（適宜）
3. 前項の規定にかかわらず、前項第2号イからハに掲げる実施項目に関し十分な知識および技能を有していると認める者に対しては、教育、訓練の一部を省略することができる。
 - イ. 放射線取扱主任者資格を有する場合
 - ロ. 再任の業務従事者で、法令、予防規程に変更がない場合
 - ハ. 他事業者等で前年度の教育訓練受講暦を確認できる場合
 - ニ. 教育訓練と同等の外部機関による研修等を受講した場合
4. 安全環境管理室長および塗工課長は、教育・訓練計画およびその実施結果を記録するとともに、主任者および工場長に報告しなければならない。
→『教育および訓練実施報告書』に記入
5. 安全環境管理室長および塗工課長は、管理区域に一時的に立ち入る者について放射線障害の発生を防止するのに必要な注意事項を熟知させなければならない。

第9章 健康診断

（特殊健康診断）

第26条 安全環境管理室長は、放射線業務従事者に対し、次の各号の規定により特殊健康診断を行わなければならない。

- (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - イ. 初めて管理区域に立ち入る前
 - ロ. 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間毎に実施する
- (2) 健康診断は問診および検査または検診とする。
- (3) 問診は次の事項について行う。
 - イ. 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線およびエックス線を含む。次の項および次条について同じ）の被ばく歴の有無
 - ロ. 被ばく歴を有する者については作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

(4) 検査または検診は次の部位および項目について行うこと。ただし次のイからハまでの部位または項目については医師が必要と認める場合に限る。

イ. 末梢血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数、白血球数および白血球百分率

ロ. 皮膚

ハ. 眼

ニ. その他原子力規制委員会が定める部位および項目

2. 安全環境管理室長は、本条1号の規定にかかわらず放射線業務従事者が実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくした恐れのあるときは遅滞なく、その者につき健康診断を行わなければならない。

3. 安全環境管理室長は、特殊健康診断の結果を次の項目について記録し、永久保存するとともに実施のつど写しを本人に交付しなければならない。ただし記録の保存については健康診断を受けた者が従業員でなくなった場合または当該記録を5年間保存した後においてこれを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡す時にはこの限りではない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を行った医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

(健康診断等に基づく措置)

第27条 安全環境管理室長は、放射線業務従事者が放射線障害を受け、または受けた恐れのある場合には、その程度に応じ次の保健上の措置を工場長に上申するものとする。

(1) 管理区域への立入時間の短縮または禁止

(2) 放射線に被ばくする恐れのない業務への配置転換

第10章 危険時の措置等

(地震、火災その他の災害が起こったときの措置)

第28条 震度5強以上の地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線取扱主任者等が『災害発生時の施設点検表』に定める項目について可能な範囲で点検を行い、その結果を工場長及び関係者に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第29条 地震、火災等その他の災害により、放射線障害が発生する恐れのある場合または放射線障害が発生した場合においては、ただちに次の定めるところにより応急の措置を講ずること。

(1) 放射線施設に火災が起こり、またはこれらの施設に延焼する恐れのある場合には、消火または延焼の防止に努めるとともに、所属上長、総務担当、及び守衛に連絡し、ただちにその旨を消防署に通報するとともに放射線取扱主任者に連絡すること（夜間、休日については図2による）。

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

- (2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、自衛消防隊長は放射線施設の内部にいる者および付近にいる者に避難するよう警告すること。
- (3) 放射線障害を受けた者、または受けた恐れのある者がいる場合には、自衛消防隊長はすみやかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
- (4) 線源を他の場所に移す余裕がある場合には、自衛消防隊長は必要に応じてこれを安全な場所に移しその場所の周囲にはなわ張り、標識等を設け、かつ見張り人を付けることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- (5) その他、自衛消防隊長は放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

(報告徴収)

第30条 1. 緊急時の連絡

次の事態が発生した場合、工場長はただちにその旨を原子力規制委員会に電話連絡するとともに、FAXによる状況連絡をしなければならない。

FAXは『放射線同位元素取扱施設における状況通報書』を利用する。

- (1) 放射線同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合
- (2) 管理区域に入った者が異常に被ばくした場合、または異常に被ばくした恐れのある場合
- (3) 放射線障害が発生した場合
- (4) 管理区域内の火災、及び事業所内で火災が発生し管理区域、放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある場合

工場長は、上記(1)～(3)に関する事態の状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

また、(1)の場合は遅延なく警察署に届け出なければならない。

2. 本状1号の(2)(3)(4)に係る外部への情報提供

放射線障害のおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合には以下に従い情報を開示する。

* 情報提供する責任者；工場長

* 情報提供する内容：

- (1) 発生日時、発生した場所
- (2) 外部への影響の有無
- (3) 事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素の性状及び数量
- (4) 応急の措置の内容
- (5) 測定方法、測定結果
- (6) 現状と、事故の原因と再発防止策

* 外部への情報提供方法、外部からの問い合わせ対応方法

工場長は、その災害、危険事態の大きさにより、情報提供の方法を判断決定し指示する。

放射線障害予防規程

制定日：H 1- 3

改訂日：2019- 8-15

施行日：2019- 9- 1

(1) 周辺住民への情報提供

『情報提供』に必要事項を記載し地元自治会役員様へ送付する。必要であれば説明会を開催する。住民からの問い合わせに関しては、事務部長、或いは安全管理室長が対応する。

(2) 吹田市「放射線同位元素取扱施設に係る環境安全の確保に関する協定書」への対応

周辺住民へ提供するものと同資料（情報提供）をFAX、メール等で送付する。

(3) 外部からの問い合わせ対応

外部からの問い合わせは、事務部が対応する。基本、『情報提供』に記載事項を説明した上で問い合わせに対応する。

2. 管理状況の報告

工場長は毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について放射線管理状況報告を作成し、当該機関の経過後3ヶ月以内（6月30日）に原子力規制委員会に対して提出しなければならない。

第11章 記帳

(記帳)

第31条 帳簿に記載しなければならない事項を以下に定める。

(1) 使用→『密封線源装備機器使用帳簿』に記録

- イ. 使用に係る放射性同位元素の種類および数量
- ロ. 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法および場所
- ハ. 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 保管

- イ. 保管に係る放射性同位元素の期間、方法および数量
- ロ. 放射性同位元素の保管の期間、方法および場所
- ハ. 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(3) 受入れ及び払出し→『放射線同位元素受入・払出し帳簿』に記録

- イ. 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類および数量
- ロ. 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名若しくは名称

(4) 廃棄

- イ. 廃棄に係る放射性同位元素の種類および数量
- ロ. 放射性同位元素の廃棄に係る措置、年月日および毎年度の締めた年月日
- ハ. 廃棄に従事する者の氏名

(5) 運搬

工場内または工場外における放射線同位元素の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人または荷送人及び運搬の委託先の氏名若しくは名称並びに運搬に従事する者の氏名

	放射線障害予防規程	制定日：H 1- 3
		改訂日：2019- 8-15
		施行日：2019- 9- 1
<p>(6) 放射線施設等の点検→『密封線源使用施設等点検表』に記録</p> <p>イ. 点検の実施年月日</p> <p>ロ. 点検結果およびこれに伴う措置の内容</p> <p>ハ. 点検を行った者の氏名</p> <p>(7) 管理区域に立ち入る者に対する教育および訓練の実施年月日、項目、時間数、並びに当該教育および訓練を受けた者の氏名 →『教育及び訓練実施報告書』に記録</p> <p>2. 塗工課長は、帳簿を毎年三月三十一日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、5年間保存するものとする。</p>		

施設の安全性に関する実施事項（2021年度）

北越コーポレーション(株)
大阪工場

1. 目的

放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例（吹田市条例）に関する情報を以下の通り報告致します。

2. 施設の点検、補修及び修繕の実施状況

以下の事項を確認し、特に異常がないことを確認しました。

1) メーカーによる点検

実施日：2022年2月25日、26日

項目：動作確認、消耗部品交換

2) 自主点検

実施日：2021年9月21日、2022年3月29日

①使用施設の位置確認（地崩れ、浸水の有無等）

②管理区域の状況確認

③事業所境界線の線量当量を測定し、遮へいが問題ないことを確認

3. 教育・訓練・研修等の実施日と主な内容

・取扱い者全員を対象とした教育を2022年3月25、28日に実施しました。

・実施内容

①放射線の人体に与える影響

②放射線同位元素の安全取り扱い

③放射線障害防止に関する法令

④放射線障害予防規程

⑤事件事例

4. その他環境保全の確保のために講じた措置

・特になし

上記の通り、当該放射線同位元素取扱施設に問題はなく、従来通り環境安全を確保できていると考えます。

* この情報に関する問い合わせ先

北越コーポレーション株式会社 大阪工場

〒564-0043 吹田市南吹田4丁目20番1号

電話 06-6385-3851

ファックス06-6385-1757

以上